

個別共同研究 4

持続と変容の実態の研究——対馬 60 年を事例として

対馬市峰町木坂の集落と民家について

津 田 良 樹

TSUDA Yoshiki

はじめに

昭和 25・26 年に行われた九学会連合対馬共同調査の一環として、宮本常一氏らが、木坂集落についても、現地に入り調査が実施されている。しかし、正規の報告書である『対馬の自然と文化』⁽¹⁾においては木坂の集落・民家についてはほとんど触れられていない。そこで、地籍図・土地台帳・家屋台帳など行政文書⁽²⁾を中心に宮本常一氏の『私の日本地図 15——壱岐・対馬紀行——』⁽³⁾や宮本氏の聞き書きノート⁽⁴⁾を整理翻刻した『宮本常一 農漁村探訪録Ⅵ 対馬調査ノート (2)』、さらに今回の現地調査による知見をあわせ木坂の集落・民家について検討する。検討内容は、戦前期の集落の様相を復原し、その集落がどのように持続し、変容したかである。



図 1 木坂航空写真（撮影：平成 14 年 7 月 11 日，提供：対馬市役所上県地域活性化センター北部建設事務所）
写真右の谷筋が木坂集落、左が海神社のある谷筋、上端部分に海神社本殿の屋根が見える。

木坂の集落

木坂の集落は西に開かれた谷筋に展開している。西に流れる小さな河川、その河川にほぼ沿うように主道路が造られ、道路沿いに民家が建ち並んでいる。

明治24年の『徴発物件一覧表 明治24年⁽⁵⁾』によって、明治期の木坂の概要をみると以下のようである。戸数は33戸、人口は男が112人で女が112人である。居宅と思われる家屋の総坪数は438坪、⁽⁶⁾ 宿舎用坪数は145坪となっている。倉庫が25棟あり、総坪数が75坪。厩が28棟あり、56頭の馬がいた。官廨（役所）が1か所あり、学校が1校で校舎の坪数は16坪である。そのほか（7） 船が25艘である。家屋総坪数の438坪を戸数の33戸で割って、1戸当たりしてみると13坪ほどになる。また、コヤと通称される倉庫が25棟しかなく本戸だけが倉庫を持っていたことになるのであろうか。

（8） 測量図をもとに地籍図・土地台帳の記事により宅地を示したものが、図8の右下りの斜線箇所である。32戸分の宅地を示している。土地台帳が最初作成されたのが明治20年のことであり、宅地の配置状況は、ほぼその時期の様相を示していると思われる。東西に走る道路の北側沿いに帯状に24戸の宅地が連なっているほか、海岸近くでは道路の南側でかつ小河川北側の両者に挟まれた地域にも5戸の宅地と共有の作業場がある。小河川の南側にはもともと宅地はなかったといわれているが、昭和15年ごろだと思われる家屋台帳によると3戸の居宅が確認できる。これら小河川の南側の3戸は明治期以前にはなかったものが、家屋台帳が作成されたと考えられる昭和15年頃には造られていたのではないかと思われる。当時は以上のような35戸から木坂は成っていたようだ。一方、小河川の南側で、山の裾野あたりにはコヤと呼ばれる倉庫が主屋とは離れた位置に独立して建ち並んでいた。

この木坂は、山を隔てた北側の谷に鎮座する海神神社に奉仕する家を中心になってできた集落である。海神神社は中世以来木坂八幡と呼ばれてきたが、明治維新以降は海神神社と呼ばれるようになった。対馬一宮で、戦前までは国幣中社で対馬最大の神社である。宮本常一氏によると神社に奉仕した家で最も身分の高いのが島居宮司家であり、次に輪番宮司、その下に社人があるという。島居氏のほか永留氏が鉾舞役、畑島氏が命婦の家だという。彼らは神社に仕えてはいるが、みな百姓をしており、参拝者の宿もしていたという。⁽⁹⁾ 宮本氏が調査した昭和25年ごろには土族が11戸、新しい土族が5戸、平民が10戸でこれらを合わせた26戸が本戸であり、本戸の分家などに当たる寄留が4戸だったようである。⁽¹⁰⁾ 集落の中の配置をみると小河川の南側に位置する3戸は寄留であり、かつては住宅のなかった小河川の南側の畑地に新たに居宅が造られたことが裏付けられる。いずれにせよ木坂の集落は海岸近くの海産物の干し場であり、いわゆるベイと呼ばれる共有作業場が『土地台帳』によると「島居菊治外式拾七名」の共有となっていることから見て、かつては本戸28名によって営まれていたと想像される。⁽¹¹⁾ 木坂の集落は西に開けた谷筋の東西に走る中央の道路沿いに北の山裾を背に帯状に家並みを造っている。山向こう北隣の谷筋に海神神社をようしているが、集落のある谷筋には寺もなく、海岸近くに共有の干し場であるベイがあり、公共的施設としては海からは遠い集落はずれに小学校があるばかりであった。⁽¹²⁾

家屋台帳からみた木坂の昭和 15 年当時の民家の様相

木坂に関する『家屋台帳』は対馬市役所峰地域活性化センターに保管されている。『家屋台帳』は印刷された定形用の箋に家屋の所在地ごとに、二つ折りにしてバインダーで綴じられている。ほぼ同形式の用箋であるが、用箋には2種類ある。黄ばんだ定形の用紙中央に「家屋台帳・峰村役場」とあるものと、真新しく中央に「家屋台帳・峰村役場」の印刷がなく、「平成」という年号が印字された用箋の2種である。それらの点を除けば、用箋はほぼ同様な書式である。二つ折りの表面に「家屋ノ所在」「家屋番号」「種類」「床面積」「賃貸価格」「沿革」「登記年月日」「事由」「所有者」の欄がある。裏面には「家屋明細」があり、その内訳として「区分」「構造」「床面積」「摘要」の欄が印刷さ

表1 木坂家屋台帳整理表

地番	種類	居宅①			居宅②		物置		内倉庫		離	倉庫①		倉庫その他	備考	
		総坪	坪	構造	坪	構造	坪	構造	坪	構造		坪	構造			
281	住家	75	50	木瓦平	5	木瓦平	14	木瓦平				物置(木瓦平)6	7.5	木瓦平	倉庫(木瓦平)13	
282	住家	44	32	木瓦平			10	木瓦平	2	木瓦平			9	木瓦平	小屋(木瓦平)4.5	
294	住家	51	41	木瓦平			10	木瓦平					10	木瓦平		取り壊し
295	住家	25	25	木瓦平									5	木瓦平		
297	住家	81	63	木瓦平			18	木瓦平					15	木瓦平		滅失
304	住家	39	29	木瓦平			10	木瓦平					5	木瓦平		滅失
305	住家	51	40	木瓦平			6	木瓦平					6	木瓦平		滅失
306	住家	54	44	木瓦平			10	木瓦平					11	木瓦平		滅失
308	住家	50	36	木瓦平			14	木瓦平								
310	住家	41	36	木瓦平			14	木瓦平					6	木瓦平		滅失, 昭和26新築
322	住家	38	25	木瓦平			10	木瓦平	3	木瓦平						
322	住家	16	13	木瓦平					3	木瓦平						滅失
327	住家	74	54	木瓦平	8	木瓦平	12	木瓦平					12	木瓦平		
330	住家	55	45	木瓦平			10	木瓦平					8	木瓦平		取り壊し
331	住家	7	7	木杉平												
334	住家	35	25	木瓦平			10	木瓦平								滅失
335	住家	25	19	木瓦平					6	木瓦平						
336	住家	50	36	木瓦平			14	木瓦平					8	木瓦平		
339	住家	71	51	木瓦平	4	木瓦平	10	木瓦平				居宅(木瓦平)4 浴室・便所(C平)6	3	木瓦平	倉庫(木瓦平)12 小屋(木瓦平)4	滅失
363	住家	46	38	木瓦平			8	木瓦平					7	木瓦平		
363	住家	60	35	木瓦平	13	木瓦2F	8	木瓦平				居宅・便所(木瓦平)4	7	木瓦平	工場(木瓦平)10	滅失
368	住家	61	51	木瓦平	2	木瓦平	8	木瓦平					6	木瓦平	倉庫(木瓦平)18	滅失
374	住家	56	40	木瓦平	10	木瓦平	6	木瓦平					8	木瓦平		滅失
375	住家	51	41	木瓦平			10	木瓦平					9	木瓦平		
376	住家	75	48	木瓦平	11	木瓦平	16	木瓦平					5	木瓦平	倉庫(木瓦平)6	
381	住家	52	42	木瓦平			10	木瓦平								取り壊し
385	住家	45	39	木瓦平			6	木瓦平					7	木瓦平		
395	住家	51	35	木瓦平	2	木瓦平	4	木瓦平				物置(木瓦平)10	7	木瓦平		滅失
404	住家	70	63	木瓦平					7	木瓦平			10	木瓦平		
422	住家	45	45	木瓦平			8	木瓦平								滅失
613	住家	16	16	木瓦平												
622	住家	12	12	木瓦平												
679	住家	26	22	木瓦平	4	木瓦平										

内倉庫は、主屋と同一敷地内にある倉庫を示す。「離」の欄以降の倉庫などは、主屋の敷地とは離れた別敷地に建てられた付属屋を示す。

れている。明らかに平成に追加された用箋は別として、残る『家屋台帳』の当初の作成年代は記されていないが、家屋台帳法が制定された昭和15年とみて無理はない。⁽¹³⁾ただし、記事の追記は後世のものが含まれるのは当然のことである。⁽¹⁴⁾

『家屋台帳』が作成された昭和15年時点の家屋の様相をみてみよう。『家屋台帳』には所在地ごとに家屋を書き上げている。同一敷地内に主屋・付属屋が建つ場合は、表面に「住家」というように種類を書き、総面積・賃貸価格を記入し、所有者名が記される。裏面には家屋の内訳を「居宅」・「倉庫」・「物置」など建物ごとに分け「木造瓦葺平屋」の如く構造を記入し、床面積を記す。対馬の民家の特徴のひとつである主屋と離れた場所に倉庫（コヤ）だけが置かれる場合は倉庫が単独で記されている。主屋を中心に当時の家屋構成・規模などを整理したものが表1である。欄後方の離の欄以降の倉庫などは主屋と同一敷地ではなく離れた敷地に建つ付属屋を示す。

家屋構成

居宅についてみると、居宅が1棟で構成されるものが24軒、2棟で構成されるものが7軒、3棟で構成されるものが2軒ある。複数棟で構成される場合は主屋と比較的小規模な居宅で構成されている。複数棟で構成される場合は隠居屋（余間）や離れを屋敷内に持っていたものと考えられる。複数の居宅から構成される場合も付属居宅を併せて主屋だと考えて、主屋と同一敷地内における家屋構成をみると、以下のようになる。

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1. 主屋だけ | 5軒 |
| 2. 主屋+物置 | 21軒（物置2棟の3軒を含む） |
| 3. 主屋+倉庫 | 3軒 |
| 4. 主屋+物置+倉庫 | 2軒 |
| 5. 主屋+物置+便所・（浴室） | 2軒 |

同一敷地内では主屋+物置の構成が22軒と多く、主屋+物置+倉庫の構成の2軒を加えると4分の3を占めることになる。すなわち、主屋と同一敷地内には主屋と物置が配されるのが一般的であるようだ。従来、対馬では物置（雑家）が重視され、他地方で主屋内に取る広い土間に変わるものとして利用されてきた。そのため、主屋に広い土間を取る必要がなかったと考えられてきた。⁽¹⁵⁾本戸の家においては、主屋のなかで行われる作業を物置で肩代わりするという考え方が、ある程度当てはまるかもしれない。

主屋と同一敷地内に倉庫が配される例は5軒と少ないことがわかる。これは木坂においても、コヤと称される倉庫を主屋と離れた位置に設ける例が多いためである。すなわち主屋と離れた場所に倉庫（コヤ）が置かれる例が22軒に上る。離れた場所に倉庫を持たず主屋と同一敷地内のみ倉庫を持つ3軒を加えれば33軒中25軒の家で倉庫を持っている。倉庫を2棟持つ家は5軒、3棟持つ家は1軒である。「衣装倉」と「ひょうもん（俵物）倉」は最低限必要とされており、裕福な家は複数の倉庫を持ち、複数持たない家は1棟の倉庫を柱間で区切って、ふたつの機能の倉庫として使用しているという。⁽¹⁶⁾鰐浦では最低3棟のコヤを持つとされているのに比べれば、木坂では所有する倉庫の数は少ないようだ。

規模

主屋の最大は63坪で、最小は7坪である。平均坪数は35坪ほどであるが、35～45坪未満の主屋が13軒と多い。居宅を複数持つ場合それらを合算しても、平均すると36坪ほどで大きな変化はない。主屋および付属する居宅は一部例外を除き木造瓦葺平屋建である。例外1の主屋が瓦葺きとならない場合であるが、その例は主屋ではあるが7坪と小規模な木造杉皮葺平屋建の建物である。例外2の居宅が3棟からなる例は主屋と2棟の付属居宅からなる。付属居宅のひとつは小規模な浴室・便所などの建物であるが、この集落唯一のコンクリート造である。例外3の居宅が3棟からなる例は付属居宅のひとつを木造瓦葺2階建とする。2階建はこの集落全家屋のうち、この建物が唯一の事例である。

物置は最大18坪、最小4坪で、総数27棟である。10坪が11棟あり際立って多い。平均坪数も9.9坪ほどであり、一般的物置は10坪ほどとみてよからう。構造は亜鉛鉄板葺の1棟を除けば、木造瓦葺平家建である。

倉庫（コヤ）は最大18坪、最小2坪で、総数34棟である。6坪と7坪とが10棟と多い。平均坪数は7.5坪ほど。倉庫はいずれも木造瓦葺平屋建である。椎根に残るような板石で屋根を葺く石葺屋根は1棟もない。現存する倉庫から判断するにいずれも切妻造で、扁平断面の小平柱を多用し、柱間で区切り、機能を分けて使用しているようだ。

永留久恵家住宅

現存する永留久恵家住宅をもとに当時の民家の様相をみてみよう。

永留家は元士族の家柄である。海神神社の宮司家でもあり、鉾舞役を務める家である。200坪ほどの敷地を高さ約1500mmに築いた石垣塀で前面や側面を囲い、前面出入口に四脚門を開く。主屋は桁行7間、梁行4間の切妻造瓦葺の上屋部分に、さらに瓦葺の庇をめぐらし入母屋造風の屋根とする。屋根勾配は緩い三寸勾配ほどの棧瓦葺である。正面中央に式台を設け、社寺建築の向拝柱のように柱を設け、渦巻文の絵様をつけた水引き虹梁を架け渡し、中備に墓股を入れている。正式の出入口である式台の奥は4畳半の玄関となる。式台の下手（向かって右手）には日常の出入口である小さな土間であるドージを設ける。これらの奥は3間半に2間半ほどの広い「だいどころ」である。部屋の真ん中あたりに囲炉裏があったと思われるが、現在は畳が敷かれ、さらにカーペットで覆われているため詳細は分からない。背面側は上手の1間を明り採りの開口とし、残る柱間にはそれぞれ奥行の浅い戸棚があった。また下手側も奥の1間は戸棚があったと思われるが、その他の柱間は柱が貼り物で覆われており詳細は不明である。さらに下手は1間半ほどの庇があったと思われるが、改造が行われ



図2 永留家住宅座敷（撮影：橘川、2010年9月）

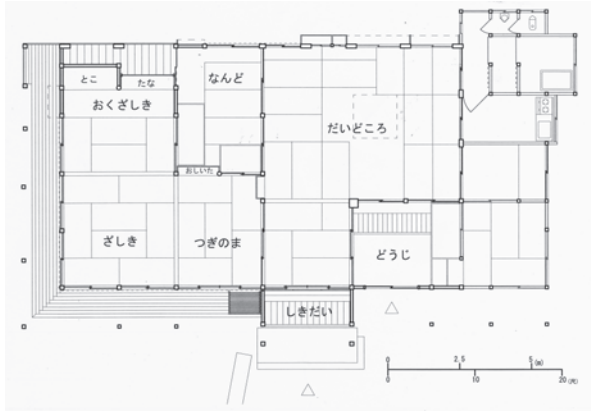


図3 永留家住宅現状平面図

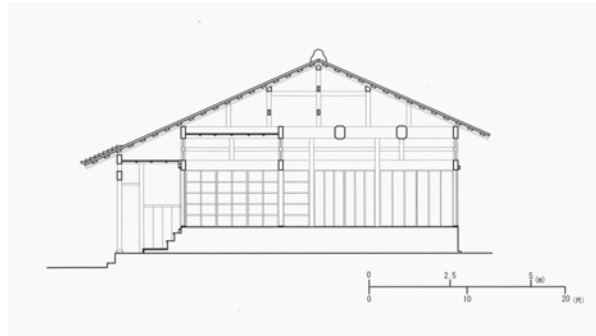


図4 永留家住宅断面図

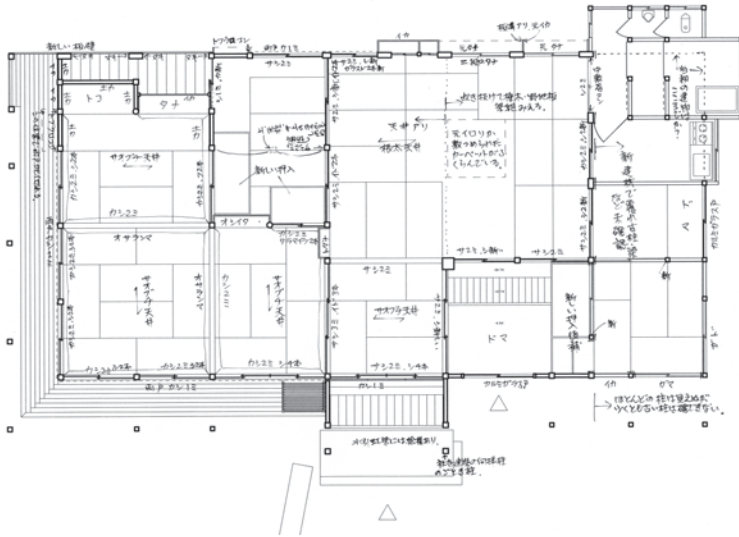


図5 永留家住宅痕跡図



図6 永留家住宅復原図

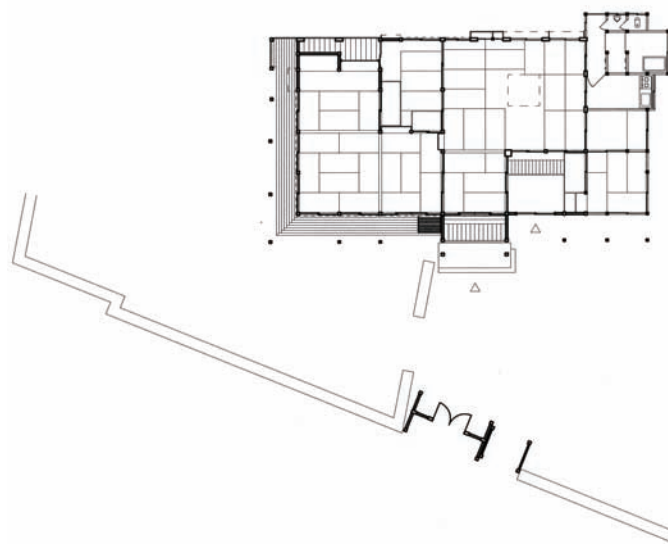


図7 永留家住宅配置図

新建材で覆われており詳細は明らかではない。とはい
え、焼失した島居伝家⁽¹⁷⁾の炊事場に相当する部屋があっ
た⁽¹⁸⁾と思われる。

一方、上手は大きくは4間に分けられ、L字に3室
の座敷を配し、残る1室は納戸である。さらに奥座敷
の背後に物置を設けている。また、3室の座敷の外に
はL字に濡れ縁を設けている。奥座敷の背面側に
床・違い棚が設けられ、次の間背面側には押板があ
る。また、L字に配された座敷境の柱間は襖が建て込
まれ⁽¹⁹⁾、柱間上部には格調高い箆欄間が嵌められてい
る。

構造形式

梁行4間の切妻造とした上屋部分の背面を除く3方
に庇をめぐらす。ただし、正面中央の式台部分は上屋
部分の屋根を段差なしに葺き下ろす。屋根勾配は緩い
3寸勾配ほどで上屋部分および庇ともに棧瓦葺であ
る。小屋組は上屋梁上に小屋束を立て、貫で縦横に軽
く固めた和小屋である。

ところで、現状から見る限り対馬の伝統的民家は瓦
葺がほとんどであるが、宝暦8年(1758)の「肝煎血
判頭百姓之差図並心得」の「一、村中世帯方の心掛屋
根ふき前にかやきり時云々」をもとに宝暦期は茅葺で
あったが、天保10年(1839)に瓦葺を許可する法令
が出されていることから、天保期には瓦葺がかなりの
普及をみていたとされている。⁽²⁰⁾ これらの点を永留久恵
住宅で検証してみる。茅葺屋根を現状の瓦葺に改変し
たとすれば、上屋梁の上面の端部に叉首穴が残るはず
であるが、叉首穴は確認できない。また、屋根勾配は
緩い3寸勾配ほどで、野地板の代わりに木端板が張ら
れている。小屋組も二重梁を入れておらず、比較的軽
量な屋根を支えるであろう、小屋束を貫で簡単に固め
る程度の和小屋である。これらの点などから見て、当
初は板葺(木端葺)であったが、その後棧瓦葺に改変
されたのではないかと判断される。

構造的にもっとも特色があるのは「だいどころ」部
分である。3間半に2間半ほどで、背面および下手側



図8 木坂現状集落図

測図を基に作成した。図中の家形は現状の主屋、○印は
コヤ、△印は永留久恵家住宅を示す。斜線は昭和20年
頃の宅地と共有地を示している。斜線のない宅地の主屋
は戦後の新たに宅地として建てられたことを示す。

に幅1尺ほどの太い扁平断面の柱を入れ、表側中央付近に1尺角ほどの大黒柱を建てる。柱頂部を背1.2尺ほどの桁で繋ぎ、柱間に背が1尺ほどの差物を入れ、貫で固めている。固められた桁上には隅丸の1.3尺角ほどの梁を井桁に掛け渡し、豪快な空間を演出している。

当家住宅は史料を欠き、正確な建築年代は明らかではない。しかし、江戸期に建てられた建物であるとされており、⁽²¹⁾構造手法から見ても江戸末期ごろとみて無理はない。

木坂集落の変容

かつて永留久恵家住宅の如き民家などで形成されていた木坂の集落が、60年ほど経た今日、どのように変貌したのであろうか。

戦後の人口は、昭和35年の235人を最大に、昭和40年の184人、昭和45年の167人、昭和50年の118人、昭和55年の106人へと半減している。さらに、昭和60年には97人、平成2年には93人と減少し続けている。⁽²²⁾また、かつて120名ほどいた有権者が今では40名に減少したという。⁽²³⁾



図9 宮本写真、正面奥が当時の島居家住宅。



図10 現状写真（撮影：津田，2011年2月）、正面奥の2階建の住宅が島居家住宅。

現在、独居老人の場合も含めて常住している家が図8中の家形である。昭和25年に31戸あった戸数が、ほぼ半分の17戸に減少している。⁽²⁴⁾この17戸も、かつて31戸あった古くから続く家系は15戸のみで、2戸はその後に分出された家である。常住していない住宅は取り壊されたり、空き家となって放置されている。それでも、主屋がなくなった場合でも、門やかつて屋敷廻りを囲っていた石垣塀が残り、家並みの名残は今も残っている。とはいえ、小学校も昭和58年には廃校となり、元の校地に多目的集会施設が造られているものの、ガランドウの廃屋となった校舎と創立100周年の碑がわびしく残るのみである。浜べりの共有の干し場であったベイも使われなくなり、跡地に木坂部落の公民館が建てられたが、⁽²⁵⁾さらに多目的集会施設が造られたために、現在は海産物置き場となっている。戸数は半減にとどまっているが、人口は4分の1に減少した限界集落の現状は覆い隠すべくもない。

宮本常一写真からみる持続と変容

(26)
 宮本氏が撮影した昭和25年の写真と現状を比較すれば、その変貌がよくわかる。図9の写真が宮本氏の撮影、図10が現状写真である。正面奥に写る家屋が島居さよ家である。宮本氏の写真を見てみよう。島居家は切妻造瓦葺の平屋建の建物で、正面中央に仏教建築の向拝柱のような玄関を設ける対馬の伝統的民家らしい建物である。左隣の建物も瓦葺平屋建で、手前には石垣の塀が見えている。背後の山は段々畑が造られ、段々畑の上には、合掌型に雨囲いをした「いもがま」が横に5-6個並んでいる様子なども写っている。

一方、現状では島居さよ家は2階建の新しい住宅に変貌している。左隣にも2階建の真新しい住宅が建っている。手前にみえる石垣塀は変わらず残っている。背後の山は「いもがま」はもとより、段々畑の痕跡もほとんど確認できないほどに、雑木が茂り、かつての面影はない。

図11-12は木坂の海岸部分の新旧の写真である。背後の山の形から見て同一場所であることがわかる。かつては当然のことながらコンクリートの堤防はまったくなかった。自然の砂浜に木造舟が引き揚げられた様子がよくわかる。この舟の左奥にはベイがあったであろう。手前は小河川の河口であろうか。一方、現状写真からは、高い防潮堤が造られ、その外側には港を巡るアスファルトの道路が造られ、さらにその先に防波堤が造られている。防潮堤の内側にはかつてベイであった場所に木坂部落公民館が造られている。いずれにせよ海岸線はコンクリートで固められ、コンクリートの塊と化して



図11 宮本写真，木坂の浜。自然海岸，手前は小河川の河口であろう。



図13 宮本写真，海神社のある谷筋の浜（御前浜）。手前河口の向こうに見えるのは藻小屋群。



図12 現状写真（撮影：津田，2011年2月），背後の山の形からほぼ同じ位置の写真であることがわかる。コンクリートで造られた防潮堤，その外側に走る木坂港をめぐる道路。



図14 現状写真（撮影：津田，2011年2月）
 河口付近にピラミッド状に石を積み上げた塚は毎年6月の初午に行われる「やくま」の際に造られるもの。



図 15 宮本写真, 永留家住宅 1



図 16 宮本写真, 永留家住宅 2



図 17 永留久恵家住宅現状外観 (撮影: 津田, 2011年2月)

は束が見えており、縁が更新されたことがわかる。また向かって式台右のドーシの前面の柱間に子持ち障子の大戸が建て込まれていたようだが、現状では柱間の両脇に小壁が造られアルミサッシのガラス戸に変更されている。

おわりに

東西に 500 メートルほどに延びる集落のなかほどに島居・永留宮司家は配されている。島居宮司家

いる。

図 13-14 は北側山向こうの海神神社が鎮座する谷筋の小河川の河口付近の新旧の写真である。旧写真では護岸工事などまったく行われていない小河川が手前に見える。小河川の向こう側には丸太が数十本並んでおり、上流から切り出されたものかも知れない。その奥には藻小屋が建ち並んでいる。藻小屋は細長い切妻屋根で覆われているようで、屋根は瓦葺や石置き屋根であるようだ。藻小屋の背後山裾は水田が開かれているように見える。水田だとすれば、宮本写真は現状写真の位置よりも左奥の神社のすぐ下あたりかもしれない。現状写真は護岸工事が進んだ河口付近であるが、このあたりは埋め立てが行われ公園となっている。中央に見える東屋の奥に復元された藻小屋がある。元々藻小屋があった位置はもう少し神社寄りだったのかも知れない。いずれにせよ埋め立てが行われ海岸線は大きく変わっているものと思われる。

次の 2 枚の宮本写真は永留久恵家住宅の式台から座敷辺りの 1 枚 (図 15) と式台部分を正面から撮影した 1 枚 (図 16) とである。現状写真 (図 17) と見比べると、ほとんど変わっていないことがよくわかる。式台前の壇は花崗岩で造られ、向拝柱下には石造の礎盤が据えられている。水引虹梁も変わっていない。わずかに、座敷廻りの濡れ縁の下が塞がれていたが、現状で

は昭和44年に国指定重要文化財となったが、指定後まもなく焼失してしまった。また、永留久恵家住宅は旧状を今も残しているものの、空き家となって久しい。海神神社に奉仕していた家を中心となってできた集落であるだけに、神社の興廃とともに集落も推移してきたようだ。明治18年に開校された木坂小学校も、昭和58年には廃校となり、集落盛衰を象徴しているかのようである。

注

- (1) 『対馬の自然と文化』九学会連合対馬共同調査委員会，古今書院，昭和29年9月。
- (2) 峰地域活性化センター蔵（峰町役場旧蔵）および法務局蔵の『家屋台帳』、『土地台帳』，地籍図など。
- (3) 宮本常一『私の日本地図15— 壱岐・対馬紀行 —』未来社，2009年。
- (4) 宮本常一『宮本常一 農漁村探訪録Ⅵ 対馬調査ノート(2)』周防大島文化交流センター，2007年。
- (5) 『徴発物件一覧表 明治24年』（『明治徴発物件集成 第21巻』クレス出版，1990年1月）
- (6) 明治17年に編纂された『上下県郡村誌』によると，7・8年前のデータだと思われるが，戸数は33戸と同数であるが，人口は男87人，女82人と相当数少ない。
- (7) 宿舍用坪数が居宅のどのような部分（部屋）の坪数なのかは不明である。また官廨（役所）が1か所あることになっているが，それが何かもよくわからない。
- (8) 従来の地籍図に代わり，近年作成された縮尺1/500の精度の高い実測図。地番が記入されるだけで，地目などの記入はない。
- (9) 宮本常一『私の日本地図15— 壱岐・対馬紀行 —』未来社，2009年。
- (10) 宮本常一『宮本常一 農漁村探訪録Ⅵ 対馬調査ノート(2)』周防大島文化交流センター，2007年。
- (11) 木坂においては外部からの寄留者は極めて少なく，戦後の引揚者が多く人口も最も多かった時期に当たる宮本が調べた昭和25年においても，寄留は本戸の分家に当たる4軒のみであった。
- (12) 木坂小学校は明治18年に木坂分校として創立され，翌年木坂小学校となっている。昭和5年に現在石碑などが残る学校跡地に移る。昭和58年に，三根小学校と統合し，西小学校を設立し，木坂小学校は廃校となる（『峰町誌』，峰町，平成5年6月）。
- (13) 昭和15年（1940）に家屋税法が制定され，『家屋台帳』が作られたようである。記事中の賃貸価格が主屋でも100円に満たない額である点からも，戦前期であろうことが裏付けられる。
- (14) 作成当初の記事には，沿革の欄に「家屋税法第七十一条ニ依リ賃貸価格ヲ定ム」とあり，賃貸価格23円というような記事があることから，後世の追記と区別することができる。
- (15) 青山賢信によると，雑家は他地方における納屋に当たるもので，江戸期の触書に「雑家は勝手に応じ大にして」とあることから，規模に制限を受けない雑家に作業場を設けることにより，主屋には広い土間をとる必要がなかったのであろうとしている。（『長崎県の民家（前編）』長崎県教育委員会，昭和47年）
- (16) 荒井幸美氏のご教示による。
- (17) 島居伝家は同じ木坂の社家で，永留家の数軒東寄りに位置する。島居家住宅は昭和44年に国の重要文化財に指定されたが，指定後間もなく焼失してしまった。当時の様相は『長崎県の民家（前編）— 長崎県緊急民家調査（前編）』に収録された図面や解説による。
- (18) 『長崎県の民家（前編）— 長崎県緊急民家調査（前編）』によると炊事場に相当する部分がないような平面形の事例もある。また，屋根も座敷部分を入母屋とし，台所側を切妻にする例もあるようである。ここでは，切妻造の上屋部分の屋根に，上手・下手正面に庇が付き入母屋屋根風になっている点からみて，炊事場に相当する部屋を想定しておく。
- (19) 現在建具が外されているが，当初は襖であろう。
- (20) 『長崎県の民家（前編）— 長崎県緊急民家調査（前編）』（長崎県教育委員会，昭和47年）
- (21) 少なくとも，明治期以降に建てられたとの記録も言い伝えもなく，江戸期に遡るのではないかとされている。

- (22) 『峰町誌』峰町，平成5年6月．
- (23) 荒木幸美氏のご教示による．
- (24) 注23に同じ．
- (25) 公民館は，土間と畳敷き部屋になっており，畳敷きの部屋は公民館機能として，土間は海産物の置き場となっていた．
- (26) 宮本常一氏撮影の写真はいずれも周防大島文化交流センター所蔵である．

なお，木坂の調査については作元義文・荒木幸美・永留久恵の各氏の御協力を賜わった．記して感謝する．